

社会福祉法人てつなぎの会 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人てつなぎの会の定款第8条及び21条に基づき、役員、評議員、苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員等の報酬等並びに費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員、評議員及び苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条に規定する業務報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。なお、理事長等が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条に規定する業務報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。
- 2 常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができる。
 - 3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。
 - 4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。

(監事の業務報酬等)

第5条 監事が理事会、評議員会及び監事会等に出席したときは、別表3により報酬及び実費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会等に出席したときは、評議員会等の出席に係る報酬及び実費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条2項の業務報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の業務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員が理事会、評議員会及び苦情処理委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会等に出席したときは、評議員会等の出席に係る報酬及び実費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び費用はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会、評議員会及び苦情処理委員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の業務報酬等）

第7条 評議員選任・解任委員は、委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。なお、同一日に開催された理事会等の会議に出席したときは、その会議の出席に係る報酬及び実費はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が、委員会以外の日において、評議員・選任委員の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費を支払うことができる。

（出張旅費）

第8条 役員、評議員及び苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第9条 施設及び本部の職員を兼務する役員で、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。ただし正規に勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（役員等の職務証跡）

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

（改正）

第11条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2020年4月1日より施行する

別表1 出席報酬等

| 名 称 | 報 酬 | 交通費 |
|-----------------|-----------|-----|
| 理事会出席報酬 | 5,000 円+税 | 実費 |
| 評議員会出席報酬 | 5,000 円+税 | 実費 |
| 苦情対応第三者委員会出席報酬 | 5,000 円+税 | 実費 |
| 評議員選任・解任委員会出席報酬 | 5,000 円+税 | 実費 |

別表2 業務報酬等

| 名 称 | 報 酬 | | 交通費 |
|--|----------|------------|-----|
| 役員、評議員、苦情対応第三者 委員及び評議員選任・解任委員 業務報酬 | 4 時間以下 | 5,000 円+税 | 実費 |
| | 4 時間を超える | 10,000 円+税 | |

別表3 監事出席・業務報酬等

| 名 称 | 報 酬 | | 交通費 |
|---------------|-----------|------------|-----|
| 理事会・評議員会等出席報酬 | 6,000 円+税 | | 実費 |
| 監事業務報酬 | 4 時間以下 | 6,000 円+税 | 実費 |
| | 4 時間を超える | 12,000 円+税 | |

別表4 出張旅費

| 名 称 | 旅費 | 宿泊費 | 報酬（日額） | その他 |
|----------------------------------|----|-------------------|------------|-----|
| 役員、評議員、苦情対応第三者 委員及び評議員選任・解任委員 | 実費 | 15,000 円 以内の実費 | 10,000 円+税 | 実費 |
| 監事 | 実費 | 15,000 円 以内の実費 | 12,000 円+税 | 実費 |